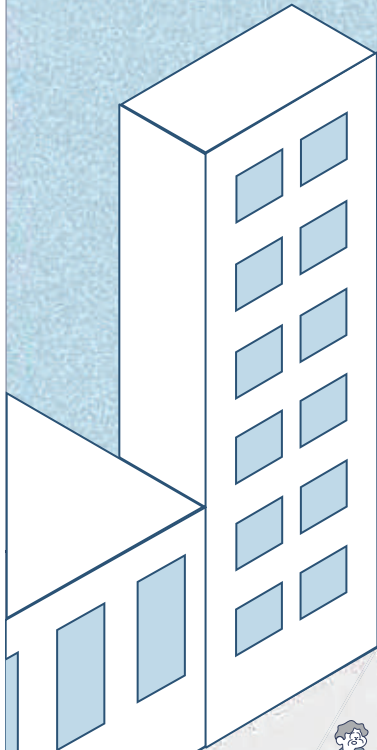


# みんなの まちの BOOKかた

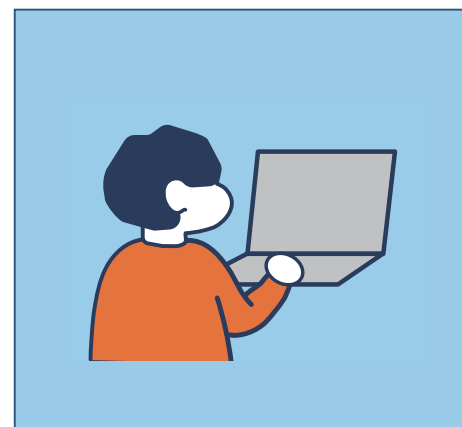
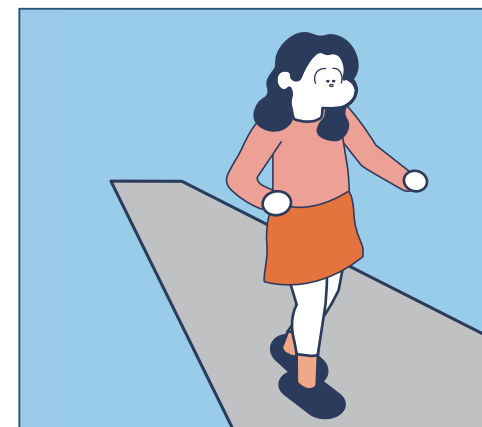


## 目次 contents

はじめに . . . . .	P2
港区プレイスメイキングマップ . . . . .	P3,4
全国の公共空間活用事例 . . . . .	P5,6
公共空間を使用するための流れ . . . . .	P7
相談シート . . . . .	P8
公園でイベントを開催させる場合 . . . . .	P9
道路でイベントを開催させる場合 . . . . .	P10
みなとラウンジでイベントを開催させる場合 . . . . .	P11
貸し出し可能備品一覧 . . . . .	P11
【参考】 各種手続き詳細 . . . . .	P12~P30

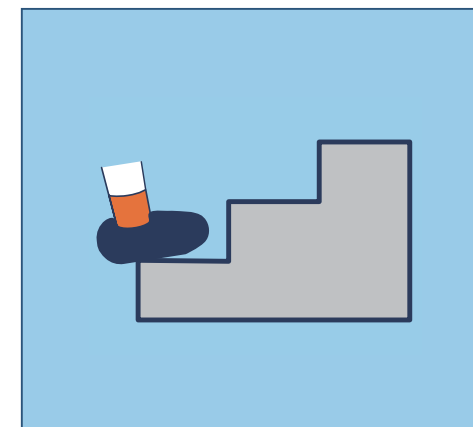
## はじめに .

港区では、  
公共空間を活用してもらうため、  
令和5年度から  
プレイスメイキング事業が  
スタートしました。



このガイドブックは、  
市民や団体の皆さんが気軽に公共  
空間を利用できるよう、  
手続きやルールを分かりやすく  
まとめたものです。

「イベントをしてみたい」  
「地域活動に場所を使いたい」など、  
思いを形にする第一歩としてご活  
用ください。



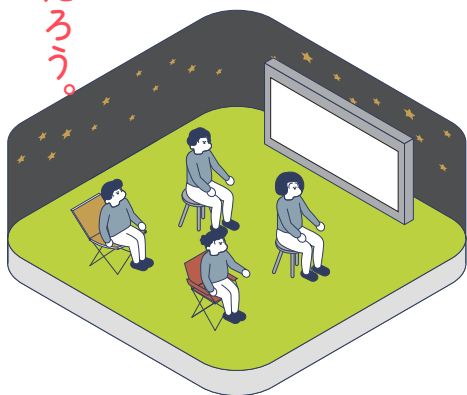


# — 全国の活用事例（公園編） —

# — 全国の活用事例（道路編） —

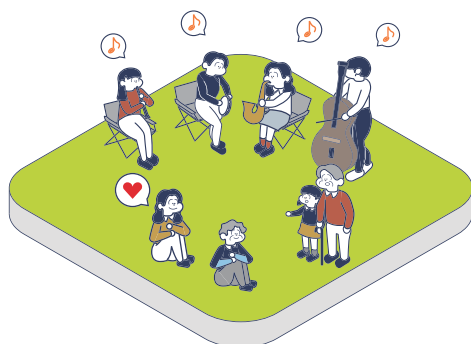
映

みんな  
映画を鑑賞。  
今日は  
なんの映画だろう。



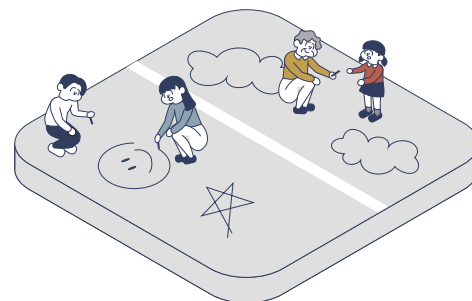
音

公園で音楽を。  
徐々に人が  
集まりだした。



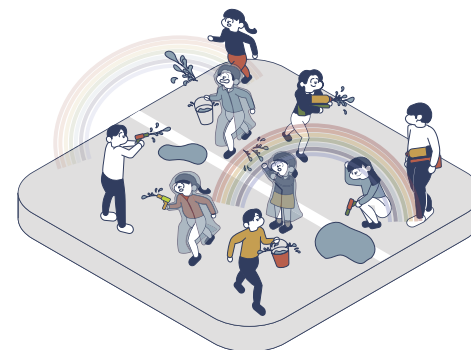
遊

道路に落書き。  
後片付けは  
みんな一緒に。



遊

みんな  
水遊び。  
親子で楽しい  
思い出を。



本

青空図書館  
外で一人一人が  
本を読む。



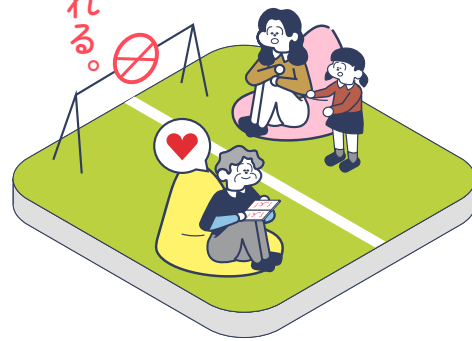
買

マルシェが  
開催  
全国でも  
多く見られる事例。



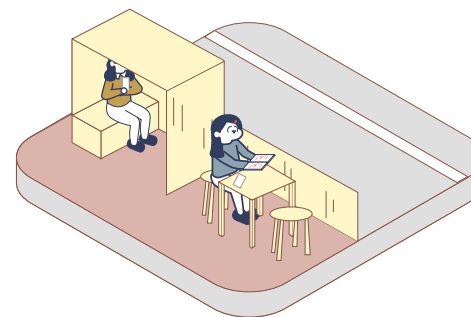
繋

道路に  
期間限定で  
芝生を。  
人の交流が生まれる。



休

歩道に  
休憩スペースを。  
パークレットと  
呼ばれ、  
全国で増加中。



## 公共空間を使用するための流れ（初めての方）

01

### まずは相談から！

まずは相談シート（P8）を記入し、港区まちづくりセンターへ提出してください。  
その後、利用場所や日程、ルールを確認します。

※まちづくりセンターで可能なのは相談対応です。  
必ずこのステップを踏む必要はありません。

#### お問い合わせ

港区まちづくりセンター 住所：〒552-8510  
大阪市港区市岡1丁目15番25号（港区役所5階）  
電話：6563-9381  
メール：minato-machikyou@arion.ocn.ne.jp

02

### 申請書等の提出

必要に応じて占有許可申請などの手続きを  
ご自身で行っていただきます。

※詳しくはP12へ

03

### 許可書の交付 使用料や占有料の納付

04

### 使用 イベントや活動を実施

## 相談シート

相談シートなので、全てを埋めなくても大丈夫です！

<b>What</b> 何をする？	子供向けイベント	・イベントの名称 ・内容 例：〇〇マルシェ 子どもの遊び場など
<b>When</b> いつ？		20XX年〇月〇日 〇時～〇時（開催時間） △時～△時 （準備・撤収時間含む）
<b>Where</b> どこで？	みなとラウンジ	【使いたい場所】 ・天保山 ・商店街 ・みなとラウンジ など
<b>Who</b> 誰が？	〇〇大学 〇〇学科 代表 〇〇〇〇	〇〇〇〇 代表 〇〇〇〇
<b>How</b> どんなふう？		・火気利用 ・電源利用 ・飲食物の提供 ・物品の販売 ・交通規制 など
その他		・告知方法 など

相談・申請者

氏名	〇〇 〇〇
電話番号	080-xxxx-xxxx
メールアドレス	xxxx@xxxxxx
住所	〒xxx-xxxx 〇〇〇〇

## ー公園でイベントを開催する場合ー



大阪市では、1公園を使いこなす「みんなで公園活用事業（パークファン）」があります。詳しくは、こちらのQRコードからご覧ください。

詳しくはこちら



### 最低限必要な手続き

窓口 八幡屋公園事務所  
八幡屋スポーツパークセンター

手続き 公園占用許可 → P13~  
公園内行為許可

詳しくはこちら



+

### 火災器具等を使用したい

窓口 港消防署

手続き ・露店等開設届出  
・催物開催届  
・火災と紛らわしい煙等の届出

詳しくはこちら



→ P32~

+

### 飲食物を提供したい

窓口 大阪市保健所  
西部生活衛生監視事務所

手続き ・臨時出店届  
・食品営業許可  
(露店営業許可)

詳しくはこちら



→ P29~

当日。イベント開催！

## ー道路でイベントを開催する場合ー

はじめは事前相談を！

やってみたいことを相談シートに記入しまちづくりセンターに提出してください。  
※必須ではありません



こんなこと  
やってみたいな



港区まちづくりセンター



### 必要な手続き

窓口 建設局

手続き 道路占用許可  
→ P21

詳しくはこちら



窓口 警察署

手続き 道路使用許可  
→ P19

詳しくはこちら



+

### 火災器具等を使用したい

窓口 港消防署

手続き ・露店等開設届出  
・催物開催届  
・火災と紛らわしい煙等の届出

詳しくはこちら



→ P32~

+

### 飲食物を提供したい

窓口 大阪市保健所  
西部生活衛生監視事務所

手続き ・臨時出店届  
・食品営業許可  
(露店営業許可)

詳しくはこちら



→ P29~

当日。イベント開催！

## ーみなとラウンジでイベントを開催する場合ー

はじめは事前相談を！

やってみたいことを相談シートに記入しまちづくりセンターに提出してください。  
※必須ではありません

こんなことやってみたいな

港区まちづくりセンター

相談シート

### 必要な手続き

窓口 港区民センター

手続き 利用申請書（6ヶ月前から申請可能）  
→ P23~

詳しくはこちら



当日。イベント開催！

## ーみなとラウンジを使用する際に貸出可能な備品一覧ー

備品名	個数	サイズ	備品名	個数	サイズ
長テーブル	6台	幅1800mm 奥行600mm 高さ700mm	キャスター付き チェア	12脚	幅395mm 奥行570mm 高さ768mm
椅子	12脚	幅495mm 奥行480mm 高さ715mm	木製 パーテーション	4台	幅850mm 奥行220mm 高さ1500mm
丸テーブル	3台	幅600mm 奥行600mm 高さ650mm	ホワイトボード	1台	幅835 奥行D50 高さ1860mm
アームチェア	6脚	幅570mm 奥行510mm 高さ740mm	ピクチャーレール用 ハンガーフック	94個	荷重30kg 長さ2m
勾玉型テーブル	4台	幅1500mm 奥行750mm 高さ700mm	屋台	1台	

## 【参考】 各種手続きの詳細

### 目次 contents

#### 【公園】

公園内行為許可	P13,14
公園占用許可	P15,16
公園内行為許可（八幡屋公園 ver）	P17,18

#### 【道路】

道路使用許可	P19,20
道路占用許可	P21,22
みなとラウンジ	P23~24

#### 【食品】

食品営業許可	P25,26
臨時出店届	P27

#### 【火災予防条例関係】

催物開催届出書	P28
露店等開設届出書	P29
火災とまぎらわしい煙又は 火災を発生するおそれのある行為の届出	P30

## 1.【その他公園】公園内行為許可

### 公園内行為許可とは

公園内で催し物等（集会、ロケーションなど）を開催する場合は、行為許可の申請が必要。

### 申請窓口・管理者

八幡屋公園事務所  
〒552-0005  
大阪市港区田中3-1<八幡屋公園内>  
(Osaka Metro 中央線「朝潮橋」駅)

電話：06-6571-0552（平日 9:00-17:30）  
FAX：06-6572-1663



### 手続き

#### ① 手続きの流れ

事前相談

利用内容に伴う提出書類、手続きの流れを事前に確認

申請書提出

審査

申請から許可までの標準処理期間は、新規申請は40日、継続更新申請は30日です。

許可書の交付

#### ② 提出書類

- 行為許可申請書

使用計画図など、許可申請書類として必要なものについては、別途公園事務所と協議してください。

【行為許可申請書】

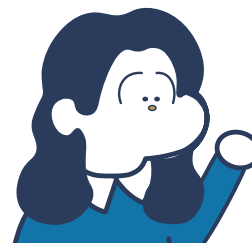


### 使用料

種別	単位	期間	使用料	
競技会その他これに類するもの	1場所	1時間	1,340円	
集会その他これに類するもの	100平方メートル	3時間	会費又は入場料を徴収しない場合	1,190円
			会費又は入場料を徴収する場合	2,380円

### 注意事項

- 許可申請にあたっては、許可申請書のほか審査のために必要な書類の提出を求められる場合がありますので、必ず、公園事務所と事前協議を行ってください。
- パークセンターが担当する許認可は本手続きの対象外となりますので、ご注意ください。



【パークファン HP】

大阪市では、公園を使いこなす「みんなで公園活用事業（パークファン）」があります。詳しくは、こちらのQRコードからご覧ください。



## 2.【その他公園】公園占用許可

### 公園占用許可とは

公園内に占用物件（露店、ベンチ、ステージなど）を設置する場合は、占用許可の申請が必要。

### 申請窓口・管理者

八幡屋公園事務所  
〒 552-0005  
大阪市港区田中 3-1< 八幡屋公園内 >  
(Osaka Metro 中央線「朝潮橋」駅)

電話：06-6571-0552（平日 9:00-17:30）  
FAX：06-6572-1663



### 手続き

#### ① 手続きの流れ

事前相談

利用内容に伴う提出書類、手続きの流れを事前に確認

申請書提出

審査

申請から許可までの標準処理期間は、新規申請は 40 日、継続更新申請は 30 日です。

許可書の交付

#### ② 提出書類

- ・ 占用許可申請書

使用計画図など、許可申請書類として必要なものについては、別途公園事務所と協議してください。

【占用許可申請書】



### 使用料

種別	単位	期間	使用料	
営業のための 占用	露店営業その他これに 類するものための占用	1平方メートル	1日	290円
	ロケーションのための 占用	1回	2時間	10,870円
広告物掲出の ための占用	競技会、集会、展示会 その他これらの催しの際広告 物を掲出する場合	広告物1枚の表示面積1 平方メートル	1日	3,170円
その他の占用	市長がその都度定める			

### 注意事項

1. 許可申請にあたっては、許可申請書のほか審査のために必要な書類の提出を求める場合がありますので、必ず、公園事務所と事前協議を行ってください。
2. パークセンターが担当する許認可は本手続きの対象外となりますので、ご注意ください。

### 3.【八幡屋公園】公園内行為許可（占用許可は②と同じ）

#### 公園内行為許可とは

公園内で催し物等（集会、ロケーションなど）を開催する場合は、行為許可の申請が必要。

#### 申請窓口・管理者

八幡屋スポーツパークセンター  
〒552-0005  
大阪市港区田中3-1<中央体育館内>  
(Osaka Metro 中央線「朝潮橋」駅)

電話：06-6576-3460  
FAX：06-6576-0080

八幡屋公園利用案内



#### 手続き

##### ① 手続きの流れ

ご利用目的をお伺いします。  
八幡屋スポーツパークセンター（電話：06-6576-3460）までご連絡ください。

申請書の様式をダウンロードいただき、必要事項をご記入の上、  
八幡屋スポーツパークセンターまでFAX（06-6576-0080）にてお送りください。  
※使用料減免申請書の様式（pdf ファイル）

FAX 送信後、八幡屋スポーツパークセンター（電話：06-6576-3460）  
へ確認のお電話をお願いいたします。

ご利用当日までに八幡屋スポーツパークセンターまで申込書の原本を  
お持ちいただき、使用料を現金にてお支払ください。  
おつりの出ないよう、ご協力をよろしくお願いいたします。  
※いったんお支払いいただいた使用料は返金できませんのでご注意ください。

##### ② 提出書類

- 行為許可申請書  
使用計画図など、許可申請書類として必要なものについては、別途八幡屋スポーツパークセンターと協議してください。

【減免申請書】



【行為許可申請書】



#### 使用料

種別	単位	期間	使用料	
競技会その他これに類するもの	1 場所	1 時間	1,340円	
集会その他これに類するもの	100平方メートル	3時間	会費又は入場料を徴収しない場合	1,190円
			会費又は入場料を徴収する場合	2,380円

#### 注意事項

- 八幡屋公園では、占用許可と行為許可の窓口が異なります。
- 占用許可の窓口：八幡屋公園事務所
  - 行為内許可の窓口：八幡屋スポーツパークセンター

## 4.【道路】道路使用許可

### 道路使用許可とは

道路において工事、作業、祭礼行事を行う場合や工作物を設置する場合などは、警察署長等の許可が必要となります。

### 申請窓口・管理者

港警察署  
〒552-0012  
大阪市港区市岡1丁目6番22号  
(Osaka Metro 中央線 弁天町駅  
JR 大阪環状線 弁天町駅)

電話：06-6574-1234



### 手続き

#### ① 手続きの流れ

##### 事前相談

利用内容に伴う提出書類、手続きの流れを事前に確認

##### 申請書提出

##### 審査

申請から許可まで、原則として7日間（行政庁の休日を除く）ほどかかります。

##### 許可書の交付

※ オンラインによる申請は要件に該当する場合のみ受け付けています。

要件についてはこちらの【手続き方法】のQRコードからご確認ください。

##### 【手続きの方法】



#### ② 提出書類

- ・ 道路使用許可申請書（記載例）
- ・ 道路を使用する場所及び付近の見取図
- ・ 安全対策状況図
- ・ 設置する物件の仕様書 等です。

詳しくは、申請先警察署等の交通課までお問い合わせください。

##### 【道路使用許可申請書】



##### 【記入例】



### 手数料

種別	手数料
工事及び作業を伴う	2,500円
その他	2,000円

1. 申請先警察署等の会計課窓口において収納していただく必要があります（コンビニでの収納はできません）。
2. オンラインによる申請の場合は、交付時等に申請先警察署等の会計課窓口において収納してください。

### 注意事項

1. 申請内容によっては、許可できない場合や、時間、区間、方法等の変更をお願いすることもあります。
2. 上記に記載した許可証の交付予定日数より、審査等に日時を要する場合がありますので、早めの相談、申請をお願いします。
3. 申請書の様式をサイト内に掲載しておりますが、警察署等の交通課の窓口にも申請書を用意していますので、ご希望の方は窓口にお申し出ください。
4. お問い合わせ、事前相談は申請先警察署等の交通課窓口までお申し出ください。

## 5.【道路】道路占用許可

### 道路占用許可とは

大阪市が管理する道路法上の道路（認定道路）に工事用足場、仮囲、街路灯などの物件を設置する場合は道路占用許可が必要となります。

### 申請窓口・管理者

- ・市岡工営所  
〒 552-0012  
大阪市港区市岡 2 丁目 15-74  
(Osaka Metro 中央線 弁天町駅  
JR 大阪環状線 弁天町駅)  
電話：06-6574-0700（平日 9:00-17:30）  
AX：06-6576-2162

- ・大阪市建設局管理課  
〒 559-0034  
大阪市住之江区南港北 2 丁目 1 番 10 号 ATC ビル ITM 棟 6 階  
電話：06-6615-6678  
FAX：06-6615-6576  
※占有する物件によって、申請窓口が異なります。



### 提出書類

- ・ 道路占用許可申請書
- ・ 位置図
- ・ 平面図
- ・ 断面図
- ・ 構造図
- ・ 現況写真等



詳しくは、申請先建設局管理課までお問い合わせください。

### 料金

- ① 手数料 1 件 1,100 円
- ② 占用料 道路占用料がかかる場合がございます。

詳しくは、申請先建設局管理課までお問い合わせください。

### 注意事項

1. 申請内容によっては、許可できない場合や、時間、区間、方法等の変更をお願いすることもあります。
2. 上記に記載した許可証の交付予定日数より、審査等に日時を要する 場合もありますので、早めの相談、申請をお願いします。

### 手続き

#### ① 手続きの流れ

##### 事前相談

利用内容に伴う提出書類、手続きの流れを事前に確認

##### 申請書提出

##### 審査

申請から許可まで、約1ヶ月ほどかかる場合がございます。  
※ 道路占用許可申請書を受付けてから許可書交付までは期間を要しますのでご了承願います。

##### 許可書の交付


## 6. 【みなとラウンジ】

### 【ご利用条件（利用内容・利用団体等）について】

みなとラウンジを利用できる利用内容は、次に掲げる団体等が主催し、広く港区民を対象とした区民の健康と福祉の向上、安全で安心なまちづくり、子育て支援、教育等の推進、産業 観光振興等を目的とした公益的な事業内容に関する展示、各種イベント、セミナー、ワークショップ等で、直接、市政、区政に寄与すると認められるものです。

みなとラウンジを利用できる団体等は次に掲げるものとする。

1. 港区役所及び港区保健福祉センター
  2. 港区民センター・港近隣センターの指定管理者、港図書館、港区子ども・子育てプラザの受託事業者、港区老人福祉センターの指定管理者
  3. 港区役所及び港区保健福祉センターが構成団体として参加する機関、団体等
  4. 港区役所及び港区保健福祉センターが属さない機関、団体等であるが、みなとラウンジで実施しようとする事業について、港区役所及び港区保健福祉センターが後援等の支援（後援名義等使用申請による）を行っている団体等
  5. 港区役所附設会館  
利用料金減免規定別表に掲げる団体等
- 【減免規定別表】


6. 上記の1から5に該当はしないが、港区でまちづくり活動、地域コミュニティ活動、生涯学習活動を継続して2年以上取り組んでいる港区民や港区在勤者が組織する団体等で、港区土地区画整理記念・交流会館多目的交流スペース（みなとラウンジ）利用団体登録要領により、あらかじめ登録された団体等
  7. その他、区長が認める団体等

### 【申請窓口・管理者】

港区民センター  
〒552-0003  
大阪市港区磯路 1-7-17  
(港区土地区画整理記念・交流会館内3階)  
(Osaka Metro 中央線 弁天町駅 / JR 大阪環状線 弁天町駅)  
電話：06-6572-0020（平日 9:30-21:30）  
FAX：06-6572-0274

みなとラウンジ  
ご利用案内



### 【手続き】

#### ① 手続きの流れ

事前相談

利用内容に伴う提出書類、手続きの流れを事前に確認

申請書提出

利用する日の6か月前からの事前申請

#### ② 提出書類

- ・ 利用申請書
- ・ 備品利用の申請（別途：みなとラウンジ見取り図）

## 7.【食品】食品営業許可（露店営業について）

### 食品営業許可（露店営業について）とは

「露店」とは出店の都度組み立てる組立式店舗又は屋台等をいい、「露店営業」とは露店において食品の調理及び提供等を移動して行う形態の営業をいいます。  
「露店営業」を行う場合は、食品衛生法に基づく営業許可が必要です。

### 申請窓口・管理者

西部生活衛生監視事務所  
〒552-0012 港区市岡 1-15-25  
(港区役所 4階)  
(Osaka Metro 中央線 弁天町駅 / JR 大阪環状線 弁天町駅)  
電話：06-6576-9240

食品営業許可  
大阪市 HP



### 手続き

#### ① 手続きの流れ

事前相談

利用内容に伴う提出書類、手続きの流れを事前に確認

申請書提出

オープン予定日の2~3週間前に手続きをしてください。

審査

許可書の交付

交付日は、店舗の調査時に通知書でお知らせします。

※ 営業許可申請及び各種届出は、厚生労働省が構築した食品衛生申請等システムにより電子申請することもできます。

【電子申請について】



#### ② 提出書類

1. 営業許可申請書 1部
2. 営業施設の構造及び設備を示す図面 2部必要
  - ・営業設備の概要（露店）
  - ・営業設備の概要（自動車）

※ 申請者が法人の場合、登記事項証明書（最新の情報が反映されたもの）が必要です。

【営業許可申請書】



【記入例】



【露店】



【自動車】



### 手数料

申請の種類	新規	更新
飲食店営業（露店）	8,000円	6,400円

1. 生活衛生監視事務所での現金納付が必要です。
2. 電子申請の場合でも生活衛生監視事務所での手数料の現金納付が必要です。

### 注意事項

- ・ 許可には期限が定められているので、許可証記載の許可満了日を確認しておいてください。
- ・ 引き続き営業される場合は、必ず許可満了日までに、更新の手続きを行ってください。
- ・ また、営業設備、申請者住所、食品衛生責任者等、営業許可申請事項に変更がある場合、あるいは廃業された場合は、施設所在地の生活衛生監視事務所に問合せのうえ、必要書類を持参して手続きを行ってください。

## 8.【食品】臨時出店届

### 臨時出店届とは

地域の人々が、地域の交流や互いの親睦を深めるために開催する行事において、臨時的に飲食物の調理や提供を行う場合に必要となります。

### 申請窓口・管理者

西部生活衛生監視事務所  
〒552-0012 港区市岡 1-15-25  
(港区役所 4階)  
(Osaka Metro 中央線 弁天町駅  
JR 大阪環状線 弁天町駅)  
電話：06-6576-9240

臨時出店について  
大阪市 HP



### 手続き

#### ① 手続き

申請書提出

#### ② 提出書類

・臨時出店届

【臨時出店届】



### 注意事項

- 業として飲食物の調理・提供を行う場合には、営業許可が必要となります。
- 臨時出店で取扱い可能な食品、必要な設備等は露店営業に準じます。詳しくは、露店営業リーフレットをご覧ください。

【露店営業リーフレット】



## 【火災予防関係届出】

### 火災予防条例関係とは

祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者が集合する催しにおける火災予防対策の充実を図るため、火災予防条例が改正され、次の事項が義務化されました。

- 火気使用器具等を使用する露店等を開設しようとする場合は、消防署に届出が必要です。
- 火気使用器具等を使用する場合に、消火器の準備が必要です。

火災予防条例  
大阪市 HP



## 9. 催物開催届出書

### 催物開催届出書とは

劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂若しくは集会場以外の場所で、映画、演劇、音楽、スポーツ等の催物を開催しようとする場合に届出する必要があります。

### 申請窓口・管理者

・大阪市消防局 港消防署  
〒552-0007 大阪市港区弁天 1-4-1  
(Osaka Metro 中央線 弁天町駅 / JR 大阪環状線 弁天町駅)  
電話：06-6573-0161 (予防担当)

### 手続き

#### ① 手続き

申請書提出

※ 実施日の3日前まで

#### ② 提出書類

・催物開催届出書

【催物開催届出書】



【記入例】



## 10. 【火災予防関係届出】露店等開設届出書

### 露店等開設届出書とは

消防隊の通行、その他消防活動に支障となる露店の開設等を行おうとする場合に必要があります。

### 申請窓口・管理者

- ・大阪市消防局 港消防署  
〒552-0007 大阪市港区弁天1-4-1  
(Osaka Metro 中央線 弁天町駅 / JR 大阪環状線 弁天町駅)  
電話：06-6573-0161 (予防担当)

### 手続き

#### ① 手続き

##### 申請書提出

※ 実施日の3日前まで

#### ② 提出書類

- ・露店等開設届出書

【露店等開設届出書】 【記入例】



## 11. 火災とまぎらわしい煙又は火災を発生おそれのある行為の届出書

### 火災とまぎらわしい煙又は火災を発生おそれのある行為の届出書とは

火災と誤認するおそれのある煙又は火災を発生する場合は、あらかじめ届出する必要があります。

### 申請窓口・管理者

- ・大阪市消防局 港消防署  
〒552-0007 大阪市港区弁天1-4-1  
(Osaka Metro 中央線 弁天町駅 / JR 大阪環状線 弁天町駅)  
電話：06-6573-0161 (予防担当)

### 手続き

#### ① 手続き

##### 申請書提出

※ 実施日の前日まで

#### ② 提出書類

- ・火災とまぎらわしい煙又は火災を発生おそれのある行為の届出書

【届出書】



【記入例】



### 備考

やむをえない場合に限り、口頭若しくはFAXによることも可能。

港区まちづくりセンター

Instagram



港区まちづくりセンター

Facebook



【冊子作成】川瀬ひなた  
【イラスト】川瀬、前田、LEE